

補助事業審査・評価委員会の審査により要望申請が採択され補助金の交付を受けるとき、2027年度補助方針に定める交付条件の他に、以下の交付条件を適用します。

要望を申請する前に、以下の交付条件及び補助対象期間をご確認ください。

1. 補助対象期間

2027年4月1日以降に事業を開始し、2028年3月31日までに完了することを原則とします。

2. 交付条件

(1) 補助金原資が競輪の場合は、「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」又は「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」を適用し、補助金原資がオートレースの場合は、「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」又は「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」を適用します。

(2) 補助事業は公益目的の事業であり、その実施にあたっては、(1)で適用する規程（以下「規程」という。）及びその他本財団が定める各要領等に記載されている諸事項を遵守してください。

規程第29条に該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消すとともに、規程第30条により補助金の返還を求めることがあります。

(3) 補助事業の計画及び方法並びに収支予算を変更しようとする場合は、あらかじめ本財団の承認を得てください。

(4) 補助事業により取得した1件50万円以上の物件(以下「補助物件」という。)を本財団が定めた管理期間内（補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間）においては、これを補助金交付の目的に反して使用することはできません。また、管理期間中において補助物件を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ「取得した物件の処分に関する承認申請書」を提出し、本財団の承認を受けてください。

(5) 補助事業者が法人である場合は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行ってください。

(6) 補助事業の実施にあたっては、事業等の設定方法や事業評価体制の適正運用に鑑み、次の事項を遵守してください。

- ① 補助事業である旨の表示
- ② 補助事業実施内容及び成果の公表
- ③ 自己評価の実施（1回目事業完了直後、2回目事業完了後一定期間経過後）

(7) 補助事業により、無体財産権を取得したときは、本財団に報告してください。